**社会福祉法人　茨城県共同募金会緊急助成金取扱要領**

（目的）

第１条　この要領は、天災又は不慮の災害等により、緊急に支援を必要とする民間社会福祉施設及び福祉団体や被災者等の支援を図るために、必要な事項を定めるものとする。

（助成資金）

第２条　助成金は「緊急配分金積立資産」から支出する。

（緊急助成の対象）

第３条　この助成は、次に該当するもので、緊急に支援を必要とするものを対象とする。ただし、大規模な災害等で義援金が募集されるものを除く。

（1）天災又は不慮の災害等により、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び法人格を有しない団体（以下「事業所」という）の被害が甚大で、事業の継続運営に支障が生じた場合。

（2）家屋の焼失・流失・倒壊等の災害が集団的に発生し、罹災証明書が発行された場合。

（3）市町村社会福祉協議会において災害ボランティアセンターを設置した場合。

（4）その他、本会が必要と認めた場合。

（助成の内容）

第４条　この助成は、次の各号に充当するために行う。

（1）事業所の施設や設備・備品の復旧整備。

（2）被災した世帯への見舞。

（3）市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの運営。

（申請及び助成額）

第５条　申請及び助成額については、次表によるものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 申　請　者 | 申請様式等 | 助　　成　　額 |
| １．事業所の復旧 | 当該事業所長　　　　　　　 | 別紙１　　　　　 | 入所施設　　　　　300万円以内その他の事業所　　200万円以内 |
| ２．被災した世帯への見舞　罹災規模(1)世帯数3,000未満の市町村　5世帯以上の罹災(2)世帯数3,000～　5,000の市町村　7世帯以上の罹災(3)世帯数5,000以上の市町村　10世帯以上の罹災 | 罹災者が居住する市町村社会福祉協議会会長 | 別紙１－２市町村の発行する罹災証明書の写 | (1)生活保護世帯　全焼（流壊）　30,000円　半焼（流壊）　20,000円床上浸水等　　10,000円(2)一般の世帯　全焼（流壊）　30,000円　半焼（流壊）　20,000円床上浸水等　　 5,000円 |
| ３．市町村社会福祉協議会の設置する災害ボランティアセンターの運営 | 市町村社会福祉協議会会長 | 別紙１－２ | 　300,000円以内 |

（助成の決定）

第６条　助成は、配分委員会の審議を経て会長が決定する。ただし、緊急を要する場合は、配分委員会委員長の承認を得て会長が決定する。この場合は直近の配分委員会に報告する。

２　助成の決定にあたっては、必要に応じ事務局により実態調査を行う。

（助成金の交付決定）

第７条　茨城県共同募金会会長（以下「会長」という）は、助成の決定をしたときはその内容を別紙２により通知する

（助成金の支払）

第８条　助成金は、原則として全額概算払いとする。

（実績報告）

第９条　助成を受けた者は事業完了後９０日以内に別紙３により事業結果を会長に報告する。ただし、第３条第３号に規定する事業は、これを省略することができる。

（経由）

第１０条　被災した事業所においてこの助成を受けようとするものは、社会福祉法人茨城県共同募金会へ申請書類を提出する。

２　被災した世帯への見舞及び市町村災害ボランティアセンターの運営に関する申請については、当該市町村共同募金委員会を経由して行うものとする。

（その他）

第１１条　この要領に定めのない事項については、会長の決するところに従って処理する。

付　則

１．この要領は平成１０年８月４日から施行する。

２．「社会福祉法人茨城県共同募金会災害見舞金贈呈要領」は廃止する。

付　則

この要領は平成１６年３月５日から施行する。

付　則

この要領は平成１６年８月３日から施行する。

付　則

この要領は平成１７年３月２８日から施行する。

付　則

この要領は平成２２年３月２６日から施行し、平成２１年１０月８日から適用する。

付　則

この要領は平成３１年３月１４日から施行する。